ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストー

DMS償還時目標設定型ファンド2020-07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

米ドル建て受益証券／豪ドル建て受益証券
アイルランド籍契約型公募外国株式投資信託（単位型）

運 用 報 告 書
（全体版）

作成対象期間
第1期

（2020年 6 月 3 日
～
2020年12月31日）

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。
さて、ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストーDMS償還時目標設定型ファンド2020-07（ゴールドマン・サックス社債投資型）（以下「ファンド」といいます。）は、このたび、第1期の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

◆管理会社
ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド

◆代行協会員
ゴールドマン・サックス証券株式会社

目　　　次

頁

Ⅰ．運用の経過等 …… 1

Ⅱ．直近10期の運用実績 …… 5

Ⅲ．ファンドの経理状況 …… 6

Ⅳ．お知らせ …… 29

（注１）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）およびオーストラリア・ドル（以下「豪ドル」といいます。）の円貨換算は、2021年４月30日における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.93円および１豪ドル＝84.75円）によります。以下同じです。

（注２）ファンドは、アイルランドの法律に基づいて設定されていますが、米ドル建て受益証券は米ドル建て、および豪ドル建て受益証券は豪ドル建てのため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り、それぞれ米ドルまたは豪ドルのいずれかをもって行います。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してあります。したがって、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	アイルランド籍契約型公募外国株式投資信託（単位型）
信託期間	ファンドは、2020年７月28日に運用を開始し、原則として2025年７月25日に終了します。ただし、後記「繰上償還」に定めるいずれかの方法により早期に償還されることがあります。
繰上償還	管理会社は、以下の状況において、トラストまたはファンドを償還させることができます。 （ⅰ）トラストの受益者またはファンドの受益者により受益証券の償還を承認する特別決議が可決され、これに関して、遅くとも２週間前まで（早くても６週間前以降）に通知がなされた場合 （ⅱ）遅くとも２週間前まで（早くても６週間前以降）に受益証券の保有者に対して通知がなされた場合（随時） （ⅲ）トラストが認可ユニット・トラストでなくなった場合、またはこの点に関する法律上の助言を受けて、トラストが認可ユニット・トラストでなくなると管理会社が合理的に考える場合 （ⅳ）トラストまたはファンドを継続することが違法となり、または管理会社の合理的な見解において、それが非現実的もしくは不適切とする法律が可決された場合 （ⅴ）管理会社が退任の希望を書面で表明した日付から３か月以内に受託会社が後任管理者を任命できなかった場合 （ⅵ）受託会社が退任の希望を書面で表明した日付から６か月以内に管理会社が新受託会社を任命できなかった場合 （ⅶ）ファンドの純資産価額が5,000万米ドルを下回った場合
運用方針	ファンドの満期日における各クラスの受益証券１口当たり純資産価格について、当該クラス受益証券の発行価格の100％を確保することを目指しつつ、キャピタル・ゲインを追求することを目的として、運用を行います。
主要投資対象	ケイマン諸島所在の特別目的会社であるルミニスⅡ・リミテッドにより発行される、パフォーマンス・リンク債
ファンドの 運用方法	元本確保を目指す運用を「安定運用部分」と呼び、安定運用部分を通じて、実質的にザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ＧＳＧ」といいます。）が発行する米ドル／豪ドル建て債券へ高位に投資します*。 ＊　ＧＳＧが発行する米ドル／豪ドル建て債券へ高位に投資（満期まで保有することを前提とし、原則として銘柄入替は行いません）することを通じて、償還日において米ドル／豪ドル建て償還価格について元本確保を目指します。 ファンドは、安定運用部分での運用に加えて、超過収益の獲得を目指す「積極運用部分」で運用を行います。 積極運用部分では、４つの戦略に分散投資する参照バスケットの騰落率に基づき、超過収益が決定されます。
主な投資制限	管理会社は、ファンドの計算において、ファンドの総資産の50％超を金融商品取引法に定義される「有価証券」（社債、国債、コマーシャル・ペーパー、証券投資信託の受益証券およびミューチュアル・ファンドの投資証券など）（有価証券とみなされる金融商品取引法第２条第２項各号に掲げる権利を除きます。）および当該有価証券に関連するデリバティブに対して投資します。 管理会社は、ファンドのために以下に掲げることを行いません。 (a) 取得の結果として管理会社が運用するすべての投資信託が保有する投資会社ではないいずれかの会社の議決権付株式の総数が当該会社の全発行済議決権付株式の50％を超える場合において、当該会社の株式を取得すること。 (b) ファンドによって保有される上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象の価額の合計が、当該投資対象の取得の結果、当該取得の直後に直近の純資産価額の15％を超えることとなる場合において、上場されていないか、または容易に換金することができない投資対象を取得すること（ただし、かかる制限は、当該投資の評価方法が英文目論見書もしくはファンドの補遺において明確に開示されている場合および当該投資対象の価格の透明性を確保する適切な方法が取られている場合は、当該投資対象の取得を妨げないものとします。）。 (c) 自己取引を行い、または本人としての管理会社の取締役と取引を行うこと。 (d) 管理会社または受益者以外の第三者の利益を図る目的での取引を含む（ただし、これらに限られません。）受益者の利益を害し、またはファンドの資産の適切な運用に反する取引を行うこと。 (e) 空売りの結果、ファンドの計算において空売りされる有価証券の市場価額の総額が当該空売りの直後に純資産価額を超える場合において、空売りを行うこと。 (f) 有価証券報告書「第一部　ファンド情報、第１　ファンドの状況、２　投資方針、（５）投資制限、借入れおよびレバレッジ」の項に記載の借入制限に従わずに、借入れを行うこと。 (g) 一の発行者の株式または一の投資信託の受益証券について、その保有の結果として、一の発行者の当該株式または受益証券の価額（以下「株式等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10％を超えることとなる場合において（当該株式等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該株式または受益証券を保有すること。 (h) 一の取引相手方とのデリバティブのポジションまたはデリバティブ取引の原資産である一の発行者に係るデリバティブのポジションについて、その保有の結果として、当該取引相手方または当該デリバティブのポジションに係る発行者に対して生じる純エクスポージャー（以下「デリバティブ等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10％を超えることとなる場合において（当該デリバティブ等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該デリバティブのポジションを保有すること。（注：当該デリバティブ取引のもと、取引相手方の債務に担保が設定されまたは証拠金が差し入れられている場合、当該担保または証拠金の評価額は控除することができます。） (i) 一つの主体により発行され、組成され、または引き受けられた、(i)有価証券（上記(g)に定める株式または受益証券を除きます。）、(ⅱ)金銭債権（上記(h)に定めるデリバティブを除きます。）および(ⅲ)匿名組合出資持分について、その総額（以下「債券等エクスポージャー」といいます。）が純資産価額の10％を超えることとなる場合において（当該債券等エクスポージャーは、日本証券業協会のガイダンスに従い計算されます。）、当該(ⅰ)有価証券、(ⅱ)金銭債権および(ⅲ)匿名組合出資持分を保有すること。（注：担保付取引の場合は、担保評価額を控除することができ、当該主体に対するファンドの負う支払債務が存在する場合は、支払債務額を控除することができます。）ただし、ゴールドマン・サックス社債への投資は、債券等エクスポージャーとして算出されません。

主な投資制限	(j) 一つの主体に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの総額が純資産価額の20％を超えることとなる場合において、当該主体に対するポジションを保有すること。 (k) デリバティブ取引等の投資指図を行うこと。 前記(g)から(j)までの投資制限に基づく発行者集中およびカウンターパーティー・エクスポージャーのリスクを計算する目的において、ファンドが集団投資事業体および／または証券化商品に直接投資する場合、かつ、それらそれぞれの発行者および／またはビークルの資産が固有資産または当該発行者および／もしくはビークルが保有し、これらの集団投資事業体および／もしくは証券化商品に帰属しないその他の資産から分離されており、かつ、当該発行者および／またはビークルが倒産隔離の団体である場合、当該集団投資事業体および／または証券化商品の裏付資産に対するファンドの間接的なポジションのエクスポージャーは、エクスポージャーを算定する際にルック・スルーすることができます。 ファンドは、日本証券業協会が策定したガイドラインにおける「特化型運用ファンド」です。特化型運用ファンドとは、「支配的な銘柄」が存在し、または存在することとなる可能性が高いファンドをいいます。特定の発行体によって発行された銘柄の時価総額が、ファンドの投資対象銘柄の時価総額に占める割合が10％を超える場合、そのような特定の発行体によって発行された銘柄は「支配的な銘柄」に分類されます。ファンドは、（本債券への投資を通じて実質的に）ゴールドマン・サックス社債に集中的に投資するため、ファンドには支配的銘柄が存在し、または存在することとなる可能性が高いことになります。そのため、ファンドは、当該支配的銘柄の発行体の支払不能または財政状態の悪化により、重大な悪影響を受ける可能性があります。
分配方針	原則として分配は行われない予定です。

Ⅰ．運用の経過等

（1）当期の運用の経過および今後の運用方針

■当期の１口当たり純資産価格等の推移について

<米ドル建て受益証券>

１口当たり当初発行価格：
10.00米ドル
第１期末の１口当たり純資産価格：
9.99米ドル （分配金額：該当事項はありません。）
騰落率：
－0.10%

<豪ドル建て受益証券>

１口当たり当初発行価格：
10.00豪ドル
第１期末の１口当たり純資産価格：
10.02豪ドル （分配金額：該当事項はありません。）
騰落率：
0.20%

（注１）騰落率は、税引前の分配金を分配時に再投資したものとみなして計算しています。以下同じです。なお、ファンドは分配を行うことを予定しておりません。
（注２）ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。
（注３）ファンドにベンチマークは設定されていません。
（注４）ファンドは、2020年７月28日に運用を開始しました。

■１口当たり純資産価格の主な変動要因

＜米ドル建て受益証券＞

米ドル建て受益証券がエクスポージャーをとる米ドル建て債券の当期のパフォーマンスは、0.22％でした。当該パフォーマンスは、債券のプラスのリターンと、合成ポートフォリオの参照バスケットの価値の低下によるものです。米ドル建て受益証券のパフォーマンスは、ファンド内の経費のため、米ドル建て債券のパフォーマンスを下回りました。

＜豪ドル建て受益証券＞

豪ドル建て受益証券がエクスポージャーをとる豪ドル建て債券の当期のパフォーマンスは、0.44％でした。当該パフォーマンスは、債券のプラスのリターンと、合成ポートフォリオの参照バスケットの価値の低下によるものです。豪ドル建て受益証券のパフォーマンスは、ファンド内の経費のため、豪ドル建て債券のパフォーマンスを下回りました。

■分配金について

該当事項はありません。

■投資環境について

COVID-19の感染拡大が世界中の市場に影響を及ぼしたことを受けて、2020年は投資家にとって困難な年となりました。ウイルスの感染拡大に伴い強制的な事業閉鎖が実施され経済が減速したため、第１四半期の株式市場は、大幅に値下がりしました。ファンドが運用を開始した７月末当時には、ウイルスの感染例が減少し始め、多くの経済活動に回復の兆しが出始めていました。2020年８月から12月においては、2020年前半に落ち込んだ投資家心理が急激に回復しました。COVID-19に対するワクチン開発と経済成長の回復が、リスク資産の幅広い上昇の好材料となりました。2020年、MSCIワールド・インデックスは17％のリターン、米ドルインデックスは4％の下落、米国10年債利回りは40ベーシス・ポイントの上昇、原油価格が20％以上上昇するなどコモディティ価格も急激に上昇しました。

■ポートフォリオについて

米ドル建て受益証券および豪ドル建て受益証券の各受益証券は、ファンドの運用開始時に、ルミニスⅡ・リミテッドにより発行される、パフォーマンス・リンク債（以下「本債券」といいます。）に全額を投資しました。各受益証券は、受益証券の償還または2025年７月のファンドの満期日まで、本債券への投資を継続します。

■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券の主な銘柄については、後記「Ⅲ．ファンドの経理状況　（３）投資有価証券明細表等」をご参照ください。

■今後の運用方針

ファンドは今後も引き続き、投資方針に基づき、本債券への投資を継続します。

(2) 費用の明細

項目	項目の概要	
管理会社報酬	管理会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.15%を上限とする(ただし、年間最低125,000米ドル)の管理会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	ファンド資産の運用管理、受益証券の発行、買戻し業務
受託会社報酬	受託会社は、管理会社が受領する管理会社報酬の中から、受託会社報酬を受領する権利を有します。	ファンドの受託業務
管理事務代行会社報酬	管理事務代行会社は、管理会社が受領する管理会社報酬の中から、管理事務代行報酬を受領する権利を有します。	ファンドの資産の管理事務代行業務
投資運用会社報酬	投資運用会社は、管理会社が受領する管理会社報酬の中から、投資運用会社報酬を受領する権利を有します。	ファンド資産の投資運用業務
代行協会員報酬	代行協会員は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.01%の代行協会員報酬を受領する権利を有します。 かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	目論見書の配布、受益証券１口当たり純資産価格の公表、運用報告書等の文書の販売取扱会社への送付等の業務
販売会社報酬	販売会社は、ファンドの信託財産から、ファンドの純資産価額の年率0.53%の販売会社報酬を受領する権利を有します。かかる報酬は、毎日計算され、発生し、毎月後払いで支払われます。	日本における受益証券の販売業務、購入・買戻しの取次ぎ業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務、およびこれらに付随する業務
その他の費用・手数料(当期)	0.04%	設立費用、印刷費および雑費

(注) 各報酬については、有価証券報告書に定められている料率および金額を記しています。「その他の費用・手数料(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、当期のその他の費用・手数料の金額をファンドの当期末の純資産価額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

Ⅱ．直近10期の運用実績

(1) 純資産の推移

下記会計年度および第１会計年度中における各月末の純資産の推移は次のとおりです（ファンドは、2020年７月28日に運用を開始しました。）。

	(ファンド) 純資産価額		(米ドル建て受益証券) １口当たり純資産価格		(豪ドル建て受益証券) １口当たり純資産価格	
	米ドル	百万円	米ドル	円	豪ドル	円
第１会計年度末 (2020年12月末日)	155,694,127	16,960	9.99	1,088	10.02	849
2020年７月末日	162,888,806	17,743	10.09	1,099	10.09	855
８月末日	161,602,152	17,603	10.05	1,095	10.05	852
９月末日	157,539,856	17,161	9.85	1,073	9.90	839
10月末日	156,251,407	17,020	9.83	1,071	9.88	837
11月末日	158,540,981	17,270	9.92	1,081	9.97	845
12月末日	155,694,127	16,960	9.99	1,088	10.02	849

(2) 分配の推移

該当事項はありません。

(3) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに各会計年度末における発行済口数は次のとおりです。

＜米ドル建て受益証券＞

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	14,023,532.016 (14,023,532.016)	603,955.703 (603,955.703)	13,419,576.313 (13,419,576.313)

＜豪ドル建て受益証券＞

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第１会計年度	3,069,022.042 (3,069,022.042)	254,532.413 (254,532.413)	2,814,489.629 (2,814,489.629)

(注１) （　）内の数字は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。
(注２) 第１会計年度の販売口数は、当初申込期間に販売された販売口数を含みます。

Ⅲ．ファンドの経理状況

財務諸表

ａ．ファンドの第一会計年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものです。

ｂ．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるグラントソントンから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。

ｃ．ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されています。日本円による金額は、2021年４月30日現在における株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.93円）で換算されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

独立監査人の報告書
ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストの受益者御中

監査意見

我々は、2020年12月31日現在の財政状態計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した会計年度の包括利益計算書および資本変動計算書ならびに重要な会計方針の要約を含む関連する財務諸表に対する注記から構成されている、ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト（以下「トラスト」という。）の財務書類について監査を行った。

財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および財務報告基準第102号「連合王国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」を含む財務報告評議会によって発行された会計基準（アイルランドにおいて一般に認められている会計基準）である。

我々の意見では、トラストの財務書類は、

・ 2020年12月31日現在のトラストの資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した会計年度の財務実績について、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準に準拠して真実かつ公正な概観を与えるものであり、かつ、
・ 1990年ユニットトラスト法の要件に準拠して適正に作成されている。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類監査に対する監査人の責任」の項に詳述されている。我々は、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）により発行された監査人の倫理基準（アイルランド）を含むアイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理要件に基づき、トラストに対して独立性を保持しており、アイルランドの勅許会計士協会によって確立された倫理的声明は、トラストの状況に応じて適切であると判断された場合に適用される。我々は、当該要件に準拠してその他の倫理上の責任も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明の基礎となるのに十分かつ適切であると判断している。

継続企業の前提に関する結論

財務書類の監査において、我々は、管理会社が財務書類の作成において、継続企業の前提の会計基準を使用することが適切であると結論づけている。

我々が行った業務において、我々は、財務書類の発行が承認された日から少なくとも12か月以内の期間において、トラストが継続企業として存続する能力について重要な疑義を生じさせ得る、個別的または総合的な事象に関する重要な不確実性を識別していない。

継続企業に関する我々の責任および管理会社の責任は、本報告書の関連するセクションに記載されている。

その他の記載内容

その他の記載内容は、年次報告書に含まれる投資運用会社報告書、受託会社報告書および財務書類の添付資料を含む情報（財務書類および監査報告書を除く。）で構成される。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、本報告書において明確に表明されたものを除き、我々はいかなる保証の結論も表明しない。財務書類に対する監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、我々の財務書類に対する監査業務に基づき、その他の記載内容と財務書類もしくは我々が入手した監査知識との間に重要な相違があるかどうか、またはそのような重要な相違以外に重要な虚偽記載が見受けられるかどうかを考慮することにある。

我々は、財務書類においてかかる重要な相違を識別した場合には、財務書類において、またはその他の記載内容において重要な虚偽記載があるかどうかを判断することが要求される。我々が行った業務に基づき、その他の記載内容において重要な虚偽記載があると結論付けた場合、我々は当該事実を報告することが要求される。

我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

財務書類に対する経営陣および統治責任者の責任

管理会社の責任報告書により詳細に説明されているように、経営陣は、財務報告基準第102号を含むアイルランドにおいて一般に認められている会計基準に準拠して、真実かつ公正な概観を与える財務書類の作成に対して、また、不正または誤謬による重要な虚偽記載のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断した内部統制に対して、責任を有している。

財務書類の作成において、経営陣は、トラストが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示し、また、取締役がトラストの清算または経営の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提を使用する責任を有している。

統治責任者は、トラストの財務報告プロセスを監督する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

監査人の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽記載がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽記載を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽記載は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

ISA（アイルランド）に準拠して実施する監査の過程を通じて、監査人は、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持し、また、以下を行う。

- 不正または誤謬による財務書類の重要な虚偽記載リスクを識別、評価し、当該リスクに対応した監査手続を立案、実施し、監査意見の基礎となるのに十分かつ適切な監査証拠を入手する。不正による重要な虚偽記載を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽記載を発見できないリスクよりも高くなる。これは、不正には、共謀、文書の偽造、意図的な除外、虚偽の陳述、または内部統制の無効化が伴うためである。
- 状況に応じて適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を理解する。ただし、これは、トラストの内部統制の有効性に対する監査意見を表明するためではない。
- 使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 経営陣が継続企業の前提を使用することが適切かどうか、また、入手した監査証拠に基づき、トラストの継続企業として存続する能力に重要な疑義を生じさせ得るような事象または状況に関して重要な不確実性が存在するかどうかを結論付ける。重要な不確実性が存在すると結論付けた場合には、監査報告書において財務書類の開示に注意を喚起すること、または当該開示が不適切である場合は、監査意見を修正することが要求される。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象または状況により、トラストが継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が対象となる取引および事象を真実かつ公正な概観を実現する方法で表示しているかどうかについて評価する。

監査人は、他の事項と併せて、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項について、統治責任者に対して報告を行う。

我々の監査業務の目的および我々が責任を引き受ける対象

本報告書は、我々の契約の合意された範囲に基づき、トラストの受益者全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書でトラストの受益者に対して表明することが要求される事項を、メンバーに対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、我々はトラストおよびトラストの受益者全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

ジョン・グレン
グラントソントンを代表して署名
勅許会計士、法定監査法人
アイルランド、ダブリン２、クウェイ・シティ13-18 2021年５月27日

GrantThornton

Opinion

We have audited the financial statements of Briongloid Bridge Unit Trust (or the "Trust"), which comprise the Statement of Financial Position, Statement of Financial Position and the Statement of Investments as at 31 December 2020and the Statement of Comprehensive Income and the Statement of Changes in Equity for the financial year then ended, and the related notes to the financial statements, including the summary of significant accounting policies.

The financial reporting framework that has been applied in the preparation of the financial statements is Irish law and accounting standards issued by the Financial Reporting Council including FRS 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" (Generally Accepted Accounting Practice in Ireland).

In our opinion, Trust's financial statements:

- give a true and fair view, in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, of the assets, liabilities and financial position of the Trust as at 31 December 2020 and of its financial performance for the financial year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with the requirements of the Unit Trust Act 1990.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (or "ISAs (Ireland)") and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the 'Responsibilities of the auditor for the audit of the financial statements' section of our report. We are independent of the Trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, including the Ethical Standard for Auditors (Ireland) issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority (or "IAASA"), and the ethical pronouncements established by Chartered Accountants Ireland, applied as determined to be appropriate in the circumstances for the Trust. We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the Manager's use of going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

Our responsibilities and the responsibilities of the manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

GrantThornton

Other information

Other information comprises information included in the annual report, other than the financial statements and the Auditor's report thereon, including the Investment Manager's Report, the Depositary's Report and the Appendix to the Financial Statements. The Manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, except to the extent otherwise explicitly stated in our report, we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify such material inconsistencies in the financial statements, we are required to determine whether there is a material misstatement in the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact.

We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management and those charged with governance for the financial statements

As explained more fully in the Managers responsibilities statement, management is responsible for the preparation of the financial statements which give a true and fair view in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland, including FRS 102, and for such internal control as they determine necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Trust's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Trust or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Those charged with governance are responsible for overseeing the Trust's financial reporting process.

Responsibilities of the auditor for the audit of the financial statements

The auditor's objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes their opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Grant Thornton

Independent auditor's report to the unitholders of Brionglóid Bridge Unit Trust

Responsibilities of the auditor for the audit of the financial statements (continued)

As part of an audit in accordance with ISAs (Ireland), the auditor will exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. The auditor will also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for their opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Trust's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by Management.
- Conclude on the appropriateness of Management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Trust's ability to continue as a going concern. If they conclude that a material uncertainty exists, they are required to draw attention in the Auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify their opinion. Their conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of the Auditor's report. However, future events or conditions may cause the Trust to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves a true and fair view.

The auditor communicates with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that may be identified during the audit.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

This report is made solely to the Trust's unitholders, as a body, in accordance with the agreed scope of our engagement. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Trust's unitholders those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Trust and the Trust's unitholders as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

John Glennon
For and on behalf of
Grant Thornton
Chartered Accountants & Statutory Audit Firm
13-18 City Quay
Dublin 2
Ireland

Date: 27 May 2021

（１）貸借対照表

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストー

DMS償還時目標設定型ファンド2020－07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

財政状態計算書

2020年12月31日現在

	注記	2020年12月31日現在	
		米ドル	千円
流動資産			
損益を通じて公正価値で 測定する金融資産	２、10	155,685,364	16,958,807
現金預金	3	96,588	10,521
投資有価証券売却未収金		1,585,814	172,743
その他の未収金		18,483	2,013
流動資産合計		157,386,249	17,144,084
資本		155,694,127	16,959,761
受益者に帰属する純資産 資本合計	14	155,694,127	16,959,761
流動負債			
（１年以内支払期限到来金額）			
未払分配金	8	70,302	7,658
未払AIFM報酬	4	19,897	2,167
受益証券買戻未払金		1,585,396	172,697
その他の未払金	4	16,527	1,800
流動負債合計		1,692,122	184,323
資本および流動負債合計		157,386,249	17,144,084

		米ドル建て受益証券		豪ドル建て受益証券	
		米ドル	千円	米ドル	千円
発行済受益証券数	7	13,419,576口		2,814,490口	
受益証券クラス 純資産価額	14	134,025,711	14,599,421	21,668,416	2,360,341
受益証券１口当たり純資産価格	14	9.987	1,088円	7.699	839円

ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッドを代表して署名。

ティム・マディガン　　　　　キーヴィギン・オドネル

［署名］　　　　　［署名］

日付：2021年５月27日

添付の注記は当財務書類の一部である。

（２）損益計算書

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストー

DMS償還時目標設定型ファンド2020－07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

包括利益計算書

2020年12月31日に終了した期間

	注記	2020年12月31日に終了した期間	
		米ドル	千円
収益			
受取利息		305	33
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益	2	1,916,962	208,815
純収益合計		1,917,267	208,848
費用			
販売報酬	５、12	358,706	39,074
AIFM報酬	５、12	101,521	11,059
設立費用	5	30,313	3,302
その他の費用	9	31,588	3,441
運用費用合計		522,128	56,875
税引前純運用利益		1,395,139	151,972
源泉税	2	－	－
純運用利益		1,395,139	151,972
包括利益合計		1,395,139	151,972

収益および費用は、専ら継続運用から生じた。

包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記は当財務書類の一部である。

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストー

DMS償還時目標設定型ファンド2020ー07（ゴールドマン・サックス社債投資型）

資本変動計算書

2020年12月31日に終了した期間

	2020年12月31日に終了した期間	
	米ドル	千円
受益者に帰属する期首純資産	―	―
受益証券発行手取額	162,211,052	17,669,650
受益証券買戻支払額	(7,912,064)	(861,861)
運用による受益者に帰属する純資産の純増加	1,395,139	151,972
受益者に帰属する期末純資産	155,694,127	16,959,761

添付の注記は当財務書類の一部である。

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラストー
DMS償還時目標設定型ファンド2020－07（ゴールドマン・サックス社債投資型）
監査済財務書類に対する注記
2020年12月31日に終了した期間

１．一般情報
ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト（以下「トラスト」という。）は、1990年ユニットトラスト法（以下「法」という。）に基づき2020年６月３日付で管理会社と受託会社により組織されたアイルランドのアンブレラ型投資信託として設立され、アイルランド、ダブリン２、ローワー・バゴット・ストリート76番３階に登記上の事務所を有する。トラストは、法に基づきユニットトラストとしてアイルランド中央銀行（以下「アイルランド中央銀行」という。）により認可されている。

トラストは、各々が１つ以上の受益証券クラスを有する異なるファンドで構成されるアンブレラ・ファンドである。各ファンドは、流動性が限定されたオープン・エンドのファンドまたはクローズド・エンドのファンドとして設定される。

2020年12月31日現在、トラストは、DMS償還時目標設定型ファンド2020－07（ゴールドマン・サックス社債投資型）（以下「ファンド」という。）の１本のサブ・ファンドで構成されていた。ファンドは、2020年７月28日に運用を開始した。

ファンドは、米ドル建て受益証券と豪ドル建て受益証券の２つの受益証券クラスを募集している。ファンドの機能通貨は米ドルである。

ファンドは、信託期間約５年の単位型投資信託である。信託期間とは、2020年７月28日の運用開始日からファンドの満期日までの期間をいう。満期日とは、2025年７月25日（以下「満期日」という。）または管理会社が決定し、受益者に通知する、ファンドの運用期間が満了し、かつ残存受益証券がすべて買い戻されるその他の日をいう。

２．重要な会計方針
ファンドが採用している重要な会計方針および見積技法は、以下のとおりである。

作成の基準
ファンドの財務書類は、財務報告基準第102号「連合王国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」（以下「FRS102」という。）、アイルランドにおいて一般に認められている会計基準および1990年ユニット・トラスト法を含むアイルランド法令に準拠して作成されている。

財務書類の形式および一定の用語は、FRS102に記載されているものを採用している。そのため、オルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）の意見では、それらは投資信託としてのファンド事業の性質をより適切に反映している。

ファンドは、キャッシュ・フロー計算書を作成しないというFRS102に従うオープン・エンド型投資信託の免除規定を享受している。

財務書類は、継続企業を前提として作成されている。

財務書類は、2020年６月３日（設立日）から2020年12月31日までの期間を示す。

FRS102に準拠した財務書類の作成は、財務書類における報告金額および付随する注記に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求している。AIFMは、財務書類に使用されている見積りが合理的かつ慎重であると確信している。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。公正価値の見積りに関する開示については、注記10 ｅ）を参照のこと。

投資方針

その投資目的を達成するため、ファンドは、受益証券の発行手取金（からファンドの設立および受益証券の募集に関連する費用ならびにファンドの資産から支払われるその他の手数料および費用のための準備金を控除した金額）の全額を、ケイマン諸島所在の特別目的会社であるルミニスⅡ・リミテッド（以下「発行体」という。）により発行される、パフォーマンス・リンク債（以下「本債券」という。）へ投資する。特別目的会社は、債券の発行等の事業を営むことを目的とした会社であり、一般的に資産の証券化や仕組債を発行する際に使用される。

本債券は、ファンドおよび各受益証券クラスに対して以下のエクスポージャーを提供する。

１．ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス社債発行体」という。）が発行する、関連する受益証券クラスの通貨建ての割引債券（以下「ゴールドマン・サックス社債」という。）のポートフォリオ（以下「安定運用部分」という。）に対するエクスポージャー

２．特定の参照ファンドのバスケットの騰落率に連動するリターンを提供する合成ポートフォリオ（以下「積極運用部分」という。）に対するエクスポージャー

積極運用部分は、個別戦略を有する４つのファンド（以下「参照ファンド」という。）に、現金等を加え、バスケット化に必要な費用等を控除して構築されており、様々な市場環境において、安定的な超過収益の獲得を目指す。各参照ファンドのウェイトは、ファンドの運用開始後、各参照ファンドのリスク水準が等しくなるように決定される（以下「参照バスケット」という。）。

投資有価証券の会計処理

投資取引は取引日ベースで記帳される。投資有価証券売却に係る実現損益は、先入先出法（以下「FIFO」という。）で計算される。

投資有価証券の評価

FRS102の初回適用時にその金融商品を計上する際に、報告事業体は、ａ）基本的金融商品およびその他の金融商品に関するFRS102の全要件、ｂ）IAS39「金融商品：認識」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関するFRS102の開示要件のみ、またはｃ）国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第９号「金融商品」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS102の開示要件のみ、のいずれかを適用することを求められる。ファンドは、ｂ）IAS39「金融商品：認識」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS102の開示要件のみの実施を選択している。

FRS102に従い、ファンドは、そのすべての投資有価証券を、損益を通じて公正価値で指定された金融資産または金融負債として分類した。投資有価証券は、当初、所定の対価の公正価値で認識され、当該商品の取引費用は、直接、包括利益計算書で認識される。投資有価証券は、その後、期末に公正価値で再評価される。投資有価証券の売買は、取引日（ファンドが資産の売買を約束する日）に認識される。

外国為替ヘッジは、特定のヘッジありクラスのために利用することができ、その費用ならびに関係債務および／または利益は、当該クラスの勘定にのみ計上される。したがって、ヘッジありクラスにかかる外国為替ヘッジに帰属する費用、所得、損益に起因するファンドの純資産価額の増減は、関係するヘッジありクラスにのみ帰属する。

各ファンドの資産の価値は、各評価日につき以下のとおり決定されるものとする。

（ａ）いずれかの市場においてまたはその規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される有価証券（債務証券および持分証券を含む。）は、各評価時点における最終買呼値で評価される。有価証券が通常複数の市場においてまたはそれらの規則に基づき値付けされ、上場され、または取引される場合、有価証券について最も公正な評価基準を提供するとウェイストーン・マネジメン

ト・カンパニー（IE）リミテッド（（以下「管理会社」という。）が判断する市場を関連する市場とする。関連する市場において値付けされ、上場され、もしくは取引される有価証券の価格が関連する時点で入手できない場合、または価値を表していないと管理会社が考える場合、かかる有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に当該有価証券の予想換金価格であると見積もる価格で評価される。

（ｂ）有価証券（債務証券および持分証券を含む。）が通常ある市場においてもしくはその規則に基づき値付けされず、上場されず、もしくは取引されていない場合、または有価証券（債務証券および持分証券を含む。）に係る上記の最終買呼値が公正市場価格を表すものではないと管理会社が判断した場合、かかる有価証券は、管理会社が慎重かつ誠実に決定する予想換金価格で評価される。

（ｃ）ある市場において取引されているデリバティブ商品（スワップ、金利先物取引その他の金融先物取引を含む。）は、関連する市場により決定された、評価日における当該市場の営業終了時点の決済価格で評価される。ただし、関連する市場において決済価格を値付けする慣行がない場合、または何らかの理由により決済価格を入手できない場合、かかる商品は、管理会社が慎重かつ誠実に見積もる予想換金価格で評価される。

（ｄ）市場で取引されていないクレジット・デフォルト・スワップ商品は、各評価日に、独立した価格決定代理人により提供される自由に入手可能な市場相場を参照した評価済みの仲値により、または管理会社が任命するカウンターパーティーもしくは当事者から入手した価格により評価される。市場で取引されていないその他のすべてのデリバティブ商品は、各評価日に、独立した価格決定代理人により提供される自由に入手可能な市場相場を参照した買呼値により、または管理会社が任命するカウンターパーティーもしくは当事者から入手した価格により評価される。

（ｅ）集団投資スキームの受益証券は、当該受益証券の直近で公表された純資産価額に基づき評価される。かかる価格を入手できない場合、受益証券は、管理会社が慎重かつ誠実に見積もる予想換金価格で評価される。

（ｆ）関連するファンドの機能通貨以外の通貨建ての資産は、管理会社がその状況において適切とみなす相場（公式・非公式を問わない。）をもって機能通貨に換算される。

（ｇ）預金および類似の資産は、その公正価値を反映するために調整を行うべきであると管理会社が考えない限り、その額面額および未払利息で評価される。

（ｈ）損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の実現損益は、先入先出帳簿費用に基づき計算される。金融資産の購入日から売却日までの関連する外国為替の変動は、包括利益計算書の「損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益」に計上される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益

	2020年12月31日 米ドル
投資有価証券および為替に係る実現利益	83,522
投資有価証券および為替に係る実現損失	(34,942)
実現純利益合計	48,580
投資有価証券に係る未実現評価益の増加	1,888,401
投資有価証券に係る未実現評価損の減少	(20,019)
未実現評価益／（損）の純増加合計	1,868,382
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益	1,916,962

外国為替換算

機能通貨および表示通貨

ファンドの機能通貨および表示通貨は米ドルである。米ドルは、ファンドの主要な経済環境の通貨であるとみなされている。

取引および収支

ファンドの機能通貨以外の通貨で表示される資産および負債は、期末日の実勢為替レートで機能通貨に換算される。ファンドの機能通貨以外の通貨での取引は、取引日に実勢為替レートで機能通貨に換算される。外国為替取引の損益は、当期の実績を判断する際に包括利益計算書で認識される。発行による収入および受益証券の買戻し時の支払額は、取引日の実勢レートで換算される。

取引費用

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債は、公正価値で認識される。取引費用は、包括利益計算書において費用化される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利益および損失は、それらが生じた会計期間の包括利益計算書において表示される。

費用

費用は、発生主義で計上される。

受益証券１口当たり純資産価格

受益証券１口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を発行済受益証券数で除して算出される。受益証券はすべて、この価格で発行され買戻される。

受益証券は、ファンドの純資産額の一部分に相当する現金としていつでもファンドに入れ戻されることができる。受益者がファンドに受益証券を戻す旨の権利を行使した場合、受益証券は、期末日の買戻金額で計上される。

税制

現行法および慣行に従って、ファンドは、1997年租税統合法（改訂済）の第739条Ｂに定義される投資信託として適格性を有している。ファンドは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。ただし、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課される。課税事由には、受益者への分配金支払い、または受益証券の換金、買戻し、償還、譲渡またはファンドが受益証券を８年間以上保有した結果生じる、アイルランド税目的において処分するとみられる受益証券の消却が含まれる。

以下の受益者に関しては、課税事由のために税金は生じない。

（ⅰ）（1997年租税統合法（改訂済）の第739条Ｄに定義される）アイルランド居住の免税投資家に関しては、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。または、

（ⅱ）アイルランド非居住者および課税事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改訂済）の２Ｂ表に従って必要な署名入り法定申告書がファンドによって保持されなければならない。

ファンドが受領するキャピタル・ゲインおよび利息には、投資国において還付不能の源泉税が課せられることがある。

３．現金預金および当座借越

現金預金は、銀行への当座預金からなる。現金同等物は、容易に換金可能である流動性の高い短期投資であり、価値の変動について僅少なリスクしか負わず、投資またはその他の目的ではなく短期のキャッシュ・コミットメントを果たすことを目的として保有されている。

	2020年12月31日
保有先：	米ドル
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行、マドリード	96,588
	96,588

４．未払報酬

	2020年12月31日
	米ドル
AIFM報酬（注記12）	19,897
印刷費	15,201
サービス費用	1,326
	36,424

５．報酬

各ファンドまたは各ファンドの異なる受益証券クラスに適用される管理会社および投資運用会社に支払われる報酬および費用は、関連する英文目論見書補遺で指定されている。

管理会社報酬および投資運用会社報酬

ファンドへの運用業務の提供に関して、管理会社は、スライド制で、ファンドの純資産価額の年率0.15％を上限とする管理報酬（以下「管理報酬」という。）を受領する。ファンドには年額125,000米ドルの最低管理報酬額が設けられている。管理報酬は、各評価時点で発生し、管理報酬で賄えない管理会社の職務遂行に伴い発生した合理的かつ記載された立替費用とともに、毎月後払いされる。管理会社は、投資運用会社、管理事務代行会社、受託会社および監査人（年次監査のみ）の報酬および費用を支払う責任を負う。2020年12月31日に終了した期間において、管理会社は、101,521米ドルの報酬を獲得し、内19,897米ドルが期末現在未払いであった。

販売報酬

0.53％の販売報酬が、受益証券１口当たりベースで販売会社に支払われる。2020年12月31日に終了した期間において、発生した販売報酬は、358,706米ドルであった。期末現在、未払いの販売報酬はなかった。

管理事務代行会社報酬および受託会社報酬

管理事務代行会社および受託会社は、管理事務および受託業務の提供に対して各ファンドの純資産価額の割合として計算される報酬を受領する権利を有する。管理事務代行会社および受託会社の報酬は、管理会社が受領した管理報酬または関連する英文目論見書補遺で指定されている関連ファンドの資産から支払われる。

管理事務代行会社および受託会社の報酬および費用は、毎月後払いで支払われ、トラストのサブ・ファンドの純資産価額の最初の10億米ドルの部分については0.04％、次の15億米ドルについては0.035％および25億米ドル超については0.03％で計算される。管理事務代行会社および受託会社は、

ファンドから、合理的であり、書面化された、立替費用を追加で受領する権利も有する。

代行協会員報酬

日本における代行協会員は、ファンドの純資産価額の年率0.01％に相当する代行協会員報酬を支払われる。代行協会員報酬は、日々発生し、毎月後払いされる。代行協会員は、ファンドに係るサービスを提供する際に負担した立替費用を受領する権利も有する。

監査人報酬

ファンドに代わって管理会社が支払う当期の法定監査報酬（監査人の監査業務に関連して監査人が負担した立替費用を含む。）は、当期において11,502米ドルであった。法定監査報酬以外に監査人に支払われたその他の報酬はなかった。

設立および組成費用

ファンドに係る受益証券の当初募集に関連して発生する設立および組成費用（英文目論見書の起草、重要な契約の交渉および作成、英文目論見書および関係する販売用資料の印刷に関する費用ならびに専門アドバイザーの報酬および費用を含む。）は、25,000ユーロ（約290万円）を超えないと予想される。財務書類上の受益証券１口当たり純資産価格は、包括利益計算書に費用計上された合計30,313米ドルの設立費用で計算されている。受益証券保有者による取引のための受益証券１口当たり純資産価格を計算する目的上、設立費用は、ファンドの存続期間の最初の３年間で償却される。2020年12月31日に終了した期間において、26,051米ドルが受益証券保有者の計算上償却された。

６．ソフト・コミッション協定

2020年12月31日に終了した期間中に、ソフト・コミッション協定は締結されなかった

７．期中の発行および買戻しの受益証券数

当初申込期間においては、以下の受益証券クラスが申込可能であった。

クラス	表示通貨	受益証券１口当たり発行価格	最低当初申込額	最低継続申込額／最低保有額	最低買戻単位
米ドル建て受益証券	米ドル	10.00米ドル	150,000米ドル	該当事項はない。	１口
豪ドル建て受益証券	豪ドル	10.00豪ドル	200,000豪ドル	該当事項はない。	１口

投資者によるクラスへの申込みは、当該クラスの表示通貨で行われなければならない。買戻代金もまた、関連するクラスの表示通貨で支払われる。

当初申込期間の終了後、ファンドへの追加の申込みが受け入れられる予定はない。ただし、管理会社取締役は、その単独裁量により、いずれかの営業日に申込日の宣言を決定することができる。かかる状況において、ファンドの受益証券は、関連する申込日における受益証券１口当たり純資産価格（から費用・手数料を控除した金額）で申込可能であり、管理会社取締役は、該当する申込みの申込締切時間およびかかる申込みに関して決済が行われるべき日の詳細を確認する。

受益者は、関連する買戻締切時間までに買戻請求を提出することにより、いずれかの買戻日に係る買戻請求を提出することができる。受益証券は、関連する買戻日における関連する受益証券クラスの受益証券１口当たり純資産価格で買い戻される。受益者に対して支払われるべき買戻代金の総額は、米ドル

建て受益証券の場合は0.01米ドル、豪ドル建て受益証券の場合は0.01豪ドル未満を切り捨てた金額とする。かかる端数処理による利益は、ファンドの勘定で留保される。受益証券１口の買戻価格を計算する目的において、受託会社および／または管理会社は、受益証券１口当たり純資産価格から、特定の買戻日における買戻請求を履行する資金を賄うために資金を換金し、またはポジションを手仕舞う際にファンドの勘定で負担する財務費用および販売手数料を反映した、適切な引当てと考える金額を差し引くことができる。

買戻代金は、関連する買戻日から５営業日以内に受益者に配布されることが一般的に予想される。

ファンドに留保された受益証券は、ファンドの満期日に強制的に買い戻され、買戻代金は買戻後５営業日以内に受益者に支払われる。

	2020年12月31日
期首現在発行済受益証券数	―
受益証券の発行数	17,092,554
受益証券の買戻数	858,488
期末現在発行済受益証券数	16,234,066

８．分配方針

ファンドの分配方針は、管理会社によって随時決定され、関連する英文目論見書補遺に規定される。

ファンドの分配方針は、受益者に分配を行うことではなく、ファンドの純収益および実現キャピタル・ゲインのすべてを再投資することである。したがって、ファンドへの投資は、インカム・ゲインを求める投資者には適合していないことがある。

宣言から６年以内に請求されなかったファンドの受益証券について支払われた分配金は、没収され、ファンドの利益のために支払われる。いかなる分配金についても利子は支払われない。

2020年12月31日に終了した期間中、宣言された分配金はなかった。

９．その他の費用

	2020年12月31日
	米ドル
印刷費	15,201
サービス費	6,768
雑費	9,619
	31,588

10．金融リスク

ファンドの投資活動によりファンドは、投資対象となる金融商品および市場に関連する様々な種類のリスクにさらされている。トラストのリスク管理方針は、ファンドの投資目的を達成するために、これらのリスクが各ファンドの財務パフォーマンスに及ぼす潜在的な悪影響を最小限に抑えることを目指している。

ファンドの投資目的が、一定期間のうちに達成される保証はない。投資者は、受益証券の価格が上昇することもあれば下落する可能性もあることを認識すべきである。特に、ファンドに対する投資は、投資者が投資元本全額を失う可能性を含む投資リスクに服する。ファンドが投資する有価証券の資本価値が変動する可能性があるため、受益証券の価値は上下する可能性がある。ファンドの投資収益は、保有

する有価証券から得られる収益から発生する費用を控除した額に基づいている。したがって、ファンドの投資収益は、そのような費用または収益の変動に応じて変動することが予想される場合がある。

ファンドの金融商品から生じる主なリスクは、市場リスク（価格リスク、為替リスクおよび金利リスクを含む）、流動性リスクおよび信用リスクである。

(a) 市場リスク

市場リスクは、主に保有する金融商品の将来の価格に関する不確実性、特にその他の価格変動から生じる。市場リスクは、ファンドが不利な価格変動に直面して所有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表している。

ファンドは市場価格リスクにさらされている。ファンドの投資の価値は、金融商品の価格が変動するにつれて上下する。

ファンドの金融商品は、金融商品の将来の価格に関する不確実性から生じる市場価格リスクの影響を受けやすい。ファンドが投資するすべての有価証券は、資本の損失のリスクをもたらす。ファンドは、資産の分散化されたポートフォリオに投資し、様々な投資戦略を利用することにより、価格リスクを管理している。

報告日現在の金融資産の評価見積の変動により公正価値が10％増加した場合、ファンドに帰属する純資産および当期利益は15,727,118米ドル増加したであろう。10％の減少は、同等かつ反対の影響をもたらしたであろう。

国	投資割合％
ケイマン諸島	100.00

業界	投資割合％
金融	100.00

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが適時にもしくは合理的な価格で決済できない、または義務を果たすことができない可能性があるリスクである。

AIFMは、オルタナティブ投資ファンド運用者指令（以下「AIFMD」という。）の要件に従い、適切かつ文書化された流動性管理方針を維持する。AIFMの流動性管理方針には、ファンドおよびトラストがさらされている、またはさらされる可能性がある流動性リスクを評価および監視（通常および例外的な流動性条件の下での定期的なストレステストの実施を含む。）、ならびにファンドの投資の流動性特性がトラストの基本的な義務を遵守しているかどうかの確認をAIFMが行うことができるよう必要な手続きが含まれる。

トラストの流動性管理方針は、通常の条件およびストレス下にある条件の下で、過度の損失や危険を被ることなく、支払期限が到来した負債を返済するだけの十分な流動性をファンドに保有することである。

すべての負債は３ヶ月以内に支払われる。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融商品の取引相手方がトラストと締結した義務または契約を履行することができなくなるリスクである。投資運用会社は、各投資対象のメリットに関するリスクを評価・測定し、信用方針を策定し、それに応じたモニタリングを定期的に行う。

信用リスクに対する最大エクスポージャーは、報告日における各金融資産の帳簿価額で表される。

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスティー・サービシーズ（アイルランド）リミテッドは、トラストの受託会社として行為する。ブラウン・ブラザーズ・ハリマン（以下「BBH」という。）の帳簿に開設された口座を通じて保有される現金は、BBHの義務である。したがって、BBHが代理人を任命した

場合（すなわち、現金コルレス銀行および副保管会社の場合。）、BBHは当該代理人の預金口座の管理に合理的な注意を払う責任を負う一方で、代理人が破産、支払不能またはその他の理由で返済できない場合、その返済に対する責任を負わない。ブラウン・ブラザーズ・ハリマンは、フィッチ社が発行するA+の長期信用格付けを取得している。

発行体が適時に元利金の支払いを行うことができない（または行うことができないと認識される）場合、有価証券の価値は、当該有価証券の評価額にのみ近似するおそれがある。一定の有価証券の流動性のある取引市場が存在しない場合、当該有価証券の公正価値を設定することができないおそれがある。

本債券の発行体は、本債券に基づく同社の債務を補完するための実質的な同社の固有資産を保有していない特別目的会社である。ファンドに対して支払われるべき金額は、いずれかの担保契約に基づき本債券の発行体に対して支払われる資金およびいずれかの担保資産をもってのみ支払われる。したがって、ファンドは、本債券の発行体、いずれかのカウンターパーティーおよびいずれかの担保資産の債務者の信用リスクの全部を引き受ける。

本債券は、ファンドおよび各受益証券クラスに対して、ゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス社債発行体」という。）が発行する割引債券（以下「ゴールドマン・サックス社債」という。）のポートフォリオに対するエクスポージャーを提供する。ゴールドマン・サックス社債発行体は、フィッチ社によるAの長期信用格付けを取得している。

2020年12月31日現在、ファンドが保有するパフォーマンス・リンク債の発行体および取引相手方はルミニスⅡ・リミテッド（以下「発行体」という。）である。メイプルズ・エフエス・リミテッド（以下「MFS」という。）が発行体の普通株式の登録所有者である一方、普通株式はトラストの信託宣言（以下「DOT」という。）に基づき保有される。DOTに基づき、MFSは発行体が正式に清算された後、株式または株式の経済的価値のみからなる信託財産の法的な最終的な受益権者（以下「UBO」という。）である「適格慈善団体」（DOTに定義される。）の利益のために、発行体の信託株式を保有する。通常、これらの信託財産の名目価値は1,000米ドル未満である。法的構造において、無記名株式は存在しない。

ファンドの現金は、事前に承認された金融機関に対して毎晩スウィープされる。2020年12月31日現在、ファンドの現金が保有されている金融機関と、その日時点での各信用格付けは以下のとおりである。

金融機関	短期信用指標
ビルバオ・ビスカヤ・アルヘンタリア銀行、マドリード	ロウワー・ミディアム・グレード

(d) 為替リスク

為替リスクとは、ファンドの投資の将来キャッシュ・フローの公正価値が為替レートの変動の結果変動するリスクである。ファンドの資産、負債、収益および費用の一部は、ファンドの機能通貨以外の通貨建てである。その結果、為替相場の変動がこれらの項目の価値に影響を与える可能性がある。投資運用会社は、このリスクを継続的に監視している。

以下の表は、各通貨における金融商品の帳簿価額を示している。

	豪ドル残高 （米ドル）	米ドル残高 （米ドル）	残高合計 （米ドル）
金融資産	21,652,024	135,734,225	157,386,249
金融負債	－	(1,692,122)	(1,692,122)
	21,652,024	134,042,103	155,694,127

2020年12月31日現在、他のすべての変数を一定にして、豪ドルが米ドルに対して５％増加または減少

したとすると、ファンドの包括利益計算書におおよそ1,082,601米ドルの影響を与えることになる。
ファンドは、公正価値の測定に使用したインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値の測定を分類している。

(e) 公正価値の見積り
FRS102のセクション2A.1「公正価値の開示」は、資産および負債に対する公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーに関連する開示を求めている。かかる開示は、公正価値測定の評価技法に用いられるインプットに対する３つのレベルの公正価値ヒエラルキーに基づく。2016年３月、当該FRSのパラグラフ34.22に対し改訂が行われ、IFRS第13号「公正価値測定」の開示要件とアイルランドGAAPの開示要件の過去の慣行とを一層密接に整合させるため、金融機関に対する開示要件が修正された。
金融資産および負債は、財政状態計算書において公正価値で測定される。公正価値測定は、３つのレベルのヒエラルキーに分類される。評価ヒエラルキーは、ファンドの各投資対象の評価に対するインプットの観察可能性および信頼性に基づく。有価証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしも当該有価証券への投資に不随するリスクを示すものではない。３つのレベルは、以下のとおりである。

レベル１－測定日においてファンドがアクセス可能な、同一の資産または負債に関する活発な市場における無調整の公表価格
レベル１に分類される資産および負債のタイプは、一般的に、活発に取引される国内および特定の外国株式、特定の米国政府証券、国内の証券取引所で活発に取引される（いくつかの先物およびオプション等の）デリバティブおよびオープンエンド型投資信託の受益証券（それらの投資が、レベル２またはレベル３のインプットを用いて評価される場合でも）を含む。

レベル２－レベル１に含まれる公表価格以外の、直接または間接的に観察可能な（例えば、市場価格を用いて算出された）、資産または負債に対するインプット
これらには、投資適格社債および一部の米国以外のソブリン債、上場株式、ミューチュアル・ファンド、株式連動債ならびに店頭デリバティブなどが含まれる。レベル２の投資対象には、活発な市場で取引されていない、および／または譲渡制限が課されているポジションが含まれるため、一般的に入手可能な市場情報に基づき、非流動性および／または譲渡不能性を反映して評価を調整することがある。

レベル３－資産または負債に対する観察不能な（例えば、市場価格が入手不能であるため）インプット
レベル３に分類される資産および負債のタイプは、一般的に、（アセットバック、モーゲージバック、ローンおよびソブリン債務等の）特定の債務証券、デリバティブ（ブローカーの公表価格を用いて評価された場合でも）、流動性またはその他の考慮事項による特定のディスカウントにより調整された特定の債務証券およびデリバティブ、特定のスプレッドによる調整がなされたソブリンにより発行された比較可能な有価証券を用いて評価された特定のソブリン債務証券、取引が停止されたか、または現在の主要な取引所において上場停止となり最新の入手可能な市場価格または公表価格で評価された有価証券、債務不履行または破産手続き中のため最新の入手可能な市場価格または公表価格で評価された現在の市場公表価格がない有価証券、破産手続きに関連した潜在的な訴訟による回収可能金額および利益、評価がファンドスポンサーより提供され、流動性ならびに情報入手のタイミングを考慮して調整される第三者投資信託および同一の発行体が関連する比較可能な有価証券の価格を用いて評価される特定の有価証券を含むが、それらに限定されない。

公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に重要である最下位レベルのインプットに基づいて全体として決定される。このために、インプットの重要性は、全体として公正価値測定に対して査定される。

公正価値測定が、観測できないインプットに基づく重要な調整を要求する観測可能なインプットを用いる場合、その測定は公正価値ヒエラルキーのレベル３に含まれると考えられる。全体として公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を査定しながら、資産または負債に特有な要因を考える判断が求められる。

何が「観測可能」の構成要素となるかの重要な決定は、投資運用会社による判断を要求する。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に分配され更新され、信頼性があり検証可能であり、私有でなく、関連市場に積極的に関わる独立した情報源によって提供される市場データを観測可能なデータと考える。

以下の表は、2020年12月31日現在の公正価値で測定された、ファンドの金融資産の公正価値ヒエラルキーの分析を提供している。

2020年12月31日 資産	レベル１ 米ドル	レベル２ 米ドル	レベル３ 米ドル	合計 米ドル
パフォーマンス・リンク債	－	－	155,685,364	155,685,364
合計	－	－	155,685,364	155,685,364

レベルの転換は、報告期間末日に認識される。2020年12月31日に終了した会計期間において、レベル３への重要な転換はなかった。

11. 為替レート

以下の為替レートは、期末の米ドル以外の通貨建て資産および負債を換算するために使用されている。

	2020年12月31日現在
豪ドル	1.3012

12. 利害関係者間取引

管理会社の取締役は、当財務書類上で開示されている以外に、2020年12月31日に終了した期間に利害関係者とのいかなる取引も認識していない。AIFM（ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッド）、投資運用会社（ウェイストーン・アセット・マネジメント（IE）リミテッド）および代行協会員（ゴールドマン・サックス証券株式会社）は、FRS102「利害関係者の開示」に従ってファンドの利害関係者とみなされる。

当期中に利害関係者に生じた報酬は、包括利益計算書において開示されている。期末現在の利害関係者への未払金額は、注記４において開示されている。

13. ポートフォリオ持高の変動明細表

当期中のポートフォリオ持高の変動明細表は本書に記載されていないが、詳細はウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッドから無料で入手できる。

14. 純資産価額および受益証券１口当たり純資産価格

買戻可能参加型受益証券の１口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額（価格決定目的で計算される。）を発行済買戻可能参加型受益証券数で除すことにより計算される。財政状態計算書で報告される買戻可能参加型受益証券の１口当たり純資産価格は、財務書類目的で使用される。

財務書類の目的上、ファンドの専門的アドバイザーに支払われる報酬を含むすべての設立費用は、FRS102に従って当該費用が発生した年度に費用計上される。設立費用は、包括利益計算書に費用計上さ

れた。受益者の取引上の受益証券１口当たり純資産価格を計算する目的で、2020年12月31日に終了した年度において26,051米ドルが償却された。

	2020年12月31日現在
財務書類上の純資産価額	155,694,127
発行済受益証券数	16,234,066
財務書類上の受益証券１口当たり純資産価格	9.591
加算：償却された追加の設立費用累積額	26,051
受益者の取引上の純資産価額	155,720,178
発行済受益証券数	16,234,066
受益者の取引上の受益証券１口当たり純資産価格	9.592

15. 期中の重要な事象

DMS償還時目標設定型ファンド2020－07（ゴールドマン・サックス社債投資型）は、2020年７月28日に運用を開始した。

2020年１月以降、世界の金融市場は、COVID-19として知られる新型コロナウィルスの拡大に起因する重大なボラティリティーを経験しており、また今後も引き続き経験する可能性がある。COVID-19のアウトブレイクは、旅行および国境の制限、検疫、サプライ・チェーンの混乱、消費者需要の低迷ならびに一般的な市場の不確実性を招いている。COVID-19は、世界経済、特定の諸国の経済および個々の発行体に悪影響を及ぼしており、また、今後も引き続き及ぼす可能性があり、これらはすべてファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

16. 期末後の重要な事象

DMS償還時目標設定型ファンド2103（ゴールドマン・サックス社債投資型）が、2021年３月30日に運用を開始した。

DMSインベストメント・マネジメント・サービシーズ（ヨーロッパ）リミテッドは、2021年３月１日付でウェイストーン・マネジメント・カンパニー（IE）リミテッドに名称を変更した。

また、DMSマーケット・アクセス・リミテッドは、2021年３月１日付でウェイストーン・アセット・マネジメント（IE）リミテッドに名称を変更した。

2020年12月31日以降、財務書類の開示を要求するその他の重要な事象は発生しなかった。

17. 財務書類の承認

管理会社の取締役は、2021年５月27日に当財務書類を承認した。

（３）投資有価証券明細表等

ブリオングロード・ブリッジ・ユニット・トラスト－
DMS償還時目標設定型ファンド2020－07（ゴールドマン・サックス社債投資型）
投資有価証券明細表
2020年12月31日現在

数量	証券銘柄	公正価値 米ドル	純資産に 占める割合％
	パフォーマンス・リンク債		
	ケイマン諸島		
137,653,630	ルミニスⅡ・リミテッド	134,033,340	86.08
28,870,170	ルミニスⅡ・リミテッド	21,652,024	13.91
	投資合計	155,685,364	99.99
	その他の資産および負債	8,763	0.01
	受益者に帰属する純資産	155,694,127	100.00

Ⅳ．お知らせ

●2021年３月１日付で、管理会社の名称が、「ＤＭＳインベストメント・マネジメント・サービシーズ（ヨーロッパ）リミテッド」から「ウェイストーン・マネジメント・カンパニー（ＩＥ）リミテッド」に変更されました。

●2021年３月１日付で、投資運用会社の名称が、「ＤＭＳマーケット・アクセス・リミテッド」から「ウェイストーン・アセット・マネジメント（ＩＥ）リミテッド」に変更されました。

ファンドは、受託会社および管理会社（以下それぞれ「使用権者」といいます。）またはその関連会社により運用されており、それらの者の商品です。「ゴールドマン・サックス」は、Goldman Sachs & Co. LLC.（以下「使用許諾者」といいます。）の日本およびその他の国において登録された商標です。使用許諾者の商標は、使用許諾者の使用許諾により使用されています。
使用許諾者およびその関連会社（以下「ＧＳ」といいます。）は、使用権者またはその関係もしくは関連する会社もしくはファンドを含みますがこれに限られない金融商品、投資信託もしくは指数と、（代行協会員として委託された事務を除き）何らの関係、関与または関連がありません。ＧＳは、ファンドの設立または販売に責任を負わず、また参加していません。ＧＳおよびその使用許諾者は、有価証券一般もしくはファンドへの投資またはファンドが市場一般もしくは指数実績を追跡する能力の有無もしくは投資リターンを提供する能力の有無に関して、ファンドの保有者または公衆に対し、明示的か黙示的かを問わず、いかなる表明または保証も行いません。使用許諾者と使用権者の関係は、ファンドに関する使用許諾者の商標の使用許諾に限られます。
ＧＳは、ファンドの価格または金額、ファンドの発行または販売の時期、ファンドを現金化し、引き渡しまたは償還する（場合によります。）ための等式の決定または計算に、責任を負わず、また関与していません。使用許諾者は、ファンドの管理事務、マーケティングまたは取引に関して義務および責任を負いません。投資商品が、正確に指数実績を追跡すること、または投資リターンを提供することについて、保証はありません。使用許諾者は投資助言者ではなく、そのため、いかなる有価証券についても購入、売却または保有の推奨を行わず、また投資助言も行っていません。ＧＳは、ファンドを支持し、承認し、スポンサーとなり、または販売促進することはなく、ファンドまたは他の金融商品および使用権者もしくはその関連会社のファンドに投資することを推奨することは行いません。